

# 秦野市競争入札最低制限価格取扱い要綱

(平成23年4月1日施行)

改正 平成24年4月1日 平成25年4月1日

平成26年4月1日 平成27年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、秦野市契約規則（昭和39年秦野市規則第23号。以下「規則」という。）第20条の3の規定により設ける最低制限価格の取扱いについて必要な事項を定める。

(最低制限価格を設ける業種)

第2条 最低制限価格を設ける業種は、競争入札に付す工事、コンサルタント（以下「コンサル」という。）及び一般委託とする。

2 第4条から第8条までに規定する最低制限価格のいずれを適用するかは、秦野市入札・契約事務運営委員会規程（昭和57年秦野市訓令甲第7号）に基づき設置する秦野市入札・契約事務運営委員会が行う。

(算定対象の入札)

第3条 第5条から第8条までにおいて、「算定対象の入札」とは、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する入札参加資格のない者がした入札
- (2) 一般競争入札に付す案件ごとに定める入札参加資格のない者がした入札
- (3) 開札までの間に前2号の入札参加資格を満たさなくなった者がした入札
- (4) 規則第19条に該当し、無効とした入札
- (5) 予定価格よりも高い金額でした入札
- (6) 入札執行前に設計金額を公表した場合において、その設計金額に10分の1を乗じて得た額を下回る金額でした入札
- (7) その他案件ごとに定めた入札の無効に関する事項に該当し、無効とした入札

(工事の入札における公契連モデル型最低制限価格)

第4条 工事の入札における規則第20条の3第1項に規定する最低制限価格は、公契連モデル（国土交通省所管の中央公共工事契約制度運用連絡協議会が作成した低入札価格調査基準により算定する方法をいう。）に準じ、次の各号に掲げる額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨

てた額)を合計した額(その額に10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を設計金額で除して得た数(その数に小数点以下第2位未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数)を予定価格に乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。)を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、予定価格に100分の80(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。)を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の80を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に100分の95を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に100分の80を乗じて得た額
- (4) 一般管理費等の額に100分の55を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、秦野市入札・契約事務運営委員会が工事の性質上必要と認めるときは、予定価格に100分の90から100分の80までの範囲内で定める数値を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を最低制限価格とすることができる。

(工事の入札における標準変動型最低制限価格)

第5条 工事の入札における標準変動型最低制限価格は、算定対象の入札の額の平均額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。)に100分の95を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。)とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じて得た額を超えるときは、その予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、予定価格に100分の95を乗じて得た額を超える入札額の入札は、算定対象の入札としない。ただし、算定対象の入札の数が零のときは、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、算定対象の入札の数が3に満たないときは、最低制限価格を設けない。

(工事の入札における80パーセント下限設定変動型最低制限価格)

第6条 工事の入札における80パーセント下限設定変動型最低制限価格は、算定対象の入札の額の平均額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じて得た額を超えるときは、そ

の予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、その額が予定価格に100分の80を乗じて得た額に満たないときは、その予定価格に100分の80を乗じて得た額（設計金額（消費税と地方消費税の相当額を除いた設計金額をいう。以下同じ。）が3,000万円から3,218万円までの工事にあつては、3,219万円に予定価格率（秦野市工事入札における変動型予定価格取扱要綱（平成25年4月1日施行）第4条に規定する予定価格率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の80を乗じて得た額）とする。

2 前項の場合において、予定価格に100分の80を乗じて得た額に満たない入札額の入札及び予定価格に100分の95を乗じて得た額を超える入札額の入札は、前項の算定対象の入札としない。ただし、算定対象の入札の数が零のときは、予定価格に100分の95を乗じて得た額を超える入札については、この限りでない。

3 前2項の規定にかかわらず、算定対象の入札の数が3に満たないときは、予定価格に100分の80を乗じて得た額（設計金額が3,000万円から3,218万円までの工事にあつては、3,219万円に予定価格率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に100分の80を乗じて得た額）を最低制限価格とする。ただし、前項ただし書の場合において、予定価格に100分の95を乗じて得た額を超える入札の数が、予定価格に100分の80を乗じて得た額を下回る入札の数以下のときは、入札を中止する。

（工事の入札における85パーセント下限設定変動型最低制限価格）

第6条の2 工事の入札における85パーセント下限設定変動型最低制限価格は、算定対象の入札の額の平均額に100分の95を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じて得た額を超えるときは、その予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、その額が予定価格に100分の85を乗じて得た額に満たないときは、その予定価格に100分の85を乗じて得た額とする。

2 前項の場合において、予定価格に100分の85を乗じて得た額に満たない入札額の入札及び予定価格に100分の95を乗じて得た額を超える入札額の入札は、前項の算定対象の入札としない。ただし、算定対象の入札の数が零のときは、予定価格に100分の95を乗じて得た額を超える入札につ

いては、この限りでない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、算定対象の入札の数が3に満たないときは、予定価格に100分の85を乗じて得た額を最低制限価格とする。ただし、前項ただし書の場合において、予定価格に100分の95を乗じて得た額を超える入札の数が、予定価格に100分の85を乗じて得た額を下回る入札の数以下のときは、入札を中止する。

(コンサル及び一般委託における標準変動型最低制限価格)

第7条 コンサル及び一般委託における標準変動型最低制限価格は、入札金額の低いものから順に、算定対象の入札の数に100分の60を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数。以下同じ。)の入札の額の平均額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。)に100分の90を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。)とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じて得た額を超えるときは、その予定価格に100分の90を乗じて得た額とする。

- 2 前項の場合において、算定対象の入札の数が7に満たないときは、同項中「算定対象の入札の数に100分の60を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数。以下同じ。)」とあるのは「5件(算定対象の入札の数が5に満たないときは、その数)」と読み替えるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、算定対象の入札の数が3に満たないときは、最低制限価格を設けない。

(コンサル及び一般委託における下限設定変動型最低制限価格)

第8条 コンサル及び一般委託における下限設定変動型最低制限価格は、入札金額の低いものから順に、算定対象の入札の数に100分の60を乗じて得た数の入札の額の平均額に100分の90を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たないときは、その予定価格に100分の75を乗じて得た額とする。

- 2 予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない入札額の入札は、前項の算定対象の入札とはしない。

- 3 前2項の場合において、算定対象の入札の数が7に満たないときは、同項中「算定対象の入札の数に100分の60を乗じて得た数」とあるのは「5件(算定対象の入札の数が4又は3のときは、その数)」と読み替えるもの

とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、算定対象の入札の数が3に満たないときは、予定価格に100分の75を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を最低制限価格とする。

（無効とする入札があったときの措置）

第9条 第4条から前条までの規定により決定した最低制限価格は、その決定後、第3条各号のいずれかに該当する入札となることになった場合においても変更しない。ただし、その決定した時において、既に同条各号のいずれかに該当している入札であることが明らかになったときは、この限りでない。

（公表）

第10条 最低制限価格を設けるときは、規則第8条に規定する一般競争入札の公告又は規則第29条に規定する指名競争入札の入札事項の通知によりその旨を公表しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、施行の日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の入札事項の通知を行う入札について適用する。

（秦野市変動型最低制限価格取扱要綱の廃止）

- 2 秦野市変動型最低制限価格取扱要綱（平成18年11月22日施行）は、廃止する。

附 則（平成24年4月1日）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の入札事項の通知を行う入札について適用する。

附 則（平成26年4月1日）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 6 月 1 日）

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告又は指名競争入札の入札事項の通知を行う入札について適用する。